

見守りカメラ賃貸借仕様書

1 目的

この仕様書により、社会福祉法人朝霞地区福祉会（以下「甲」という）と契約を締結する業者（以下「乙」という）は、和光市ほんちょう保育園及び和光市にいくら保育園（以下「2園」という）に見守りカメラ（以下「カメラ」という）を設置し、園児の怪我や事故の状況を記録できる環境を整備する。

2 設置場所

- (1) 和光市ほんちょう保育園（以下「ほんちょう」という）
所在地：埼玉県和光市本町3-1-18
- (2) 和光市にいくら保育園（以下「にいくら」という）
所在地：埼玉県和光市新倉1-3-6-2

3 納期

- ・令和8年10月1日から12月31日までに作動させること。
- ・契約締結は令和8年9月下旬となる見込み。

4 賃貸借の期間

- ・6年間のリースとする。
- ・リース会社は乙が選定する。

5 賃貸借の内容

- (1) カメラ、録画機器、ケーブル、ハブ、録画再生させるソフトウェア等
- (2) 上記の取付工事
- (3) 甲所有のモニターにて操作ができるようにする接続及び設定
- (4) 引き渡し後の調整等のサポート

6 カメラ

(1) 性能

- ・インターネットと建物内のWiFiへの接続が、遮断もしくは外してある方式であること。
- ・音声マイク一体型とし、映像とともに音声も記録できるものであること。
- ・屋外のものには、スピーカー機能も付帯していること。
- ・人を検知できるものであること。
- ・画質は400万画素以上であること。
- ・画角は180度前後あること。ただし、それを必要としない場所、もしくは台数でカバー可能な場合は不問とする。
- ・カメラ本体にモニターがついておらず、再生の操作ができないものであること。
- ・屋外に機器を取り付ける場合は、防水、防塵、着氷雪の対策を行うこと。

(2) 台数

- ・ほんちょう17台以上、にいくら17台以上とする。

(3) 場所

- ・園児の手の届かない高さに取り付けること。

(4) 撮影範囲

- ・園児が活動する空間（保育室、遊戯室、階段、玄関、園庭等）を録画する。
- ・死角がなるべく生じないような配置とする。
- ・ほんちょうは、鉄門外（駐輪場エリア）や非常階段（2階ベランダ～園庭）も録画する。
- ・にいくらは、南側非常階段（2階とんぼ室～1階たんぼぼ室）や2階テラスも録画する。

(5) 撮影除外範囲

- ・園児のプライベート空間（園児トイレ等）は録画されないようにする。
- ・職員だけの空間（職員室、トイレ、更衣室、厨房等）は録画されないようにする。

(6) 既存カメラとの併用

- ・ほんちょうは、鉄門内（建物の玄関扉の外）に既存カメラが1台。
- ・にいくらは、駐輪場及び駐車場に既存カメラが3台。
- ・ともに専用のモニターも職員室にあり別途管理下にあるため、カメラ取り付けは不要。

7 録画機器及びソフトウェア

(1) 性能

- ・録画再生等の操作を、甲所有のマウスを接続して可能であるUSB端子を有すること。
- ・Bluetooth対応であり、非有線のマウスでも接続及び操作が可能であること。
- ・全日連続録画とし、録画保存期間は2週間程度とする。
- ・モニター等に出力するためのHDMIケーブル端子が1つ以上あること。
- ・記録された映像データを、USBメモリ等の媒体に記録できること。
- ・甲所有のモニター等に接続することにより、リアルタイム映像がモニタリングできること。
- ・24型モニターに接続時に、12以上のカメラ映像が同時に表示できる機能を持つこと。
- ・映像の再生時に、画像を拡大する機能を持つこと。
- ・人を検知するカメラと連携し時間や場所により、カメラが警告音を発する機能を持つこと。
- ・日本語に対応していること。

(2) 台数

- ・ほんちょう、にいくらそれぞれ1台ずつ。

(3) 場所

- ・2園とも1階職員室で、甲所有のモニターの近くとする。
- ・ほんちょうは、同室の南東側の書類キャビネットの上（予定）。
- ・にいくらは、同室の北東側の棚の上（予定）。

8 取付工事

- ・配線は、天井裏等を活用した隠ぺい処理を基本とすること。
- ・露出する場合はモールや金属配管等を使用し、安易に剥がれないよう取り付けること。
- ・園児に危険のないよう取り付けること。

9 モニターへの接続及び設定

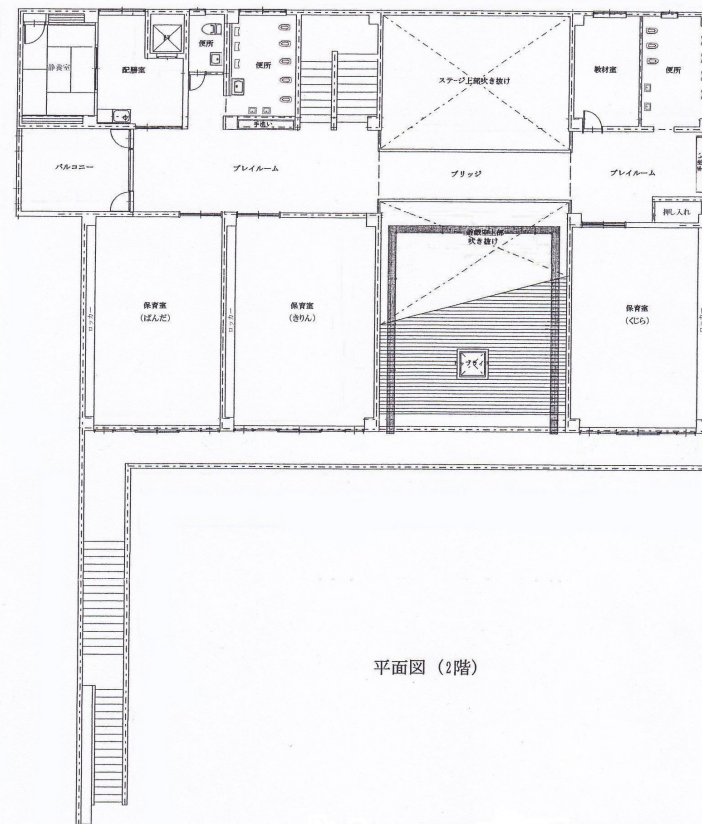
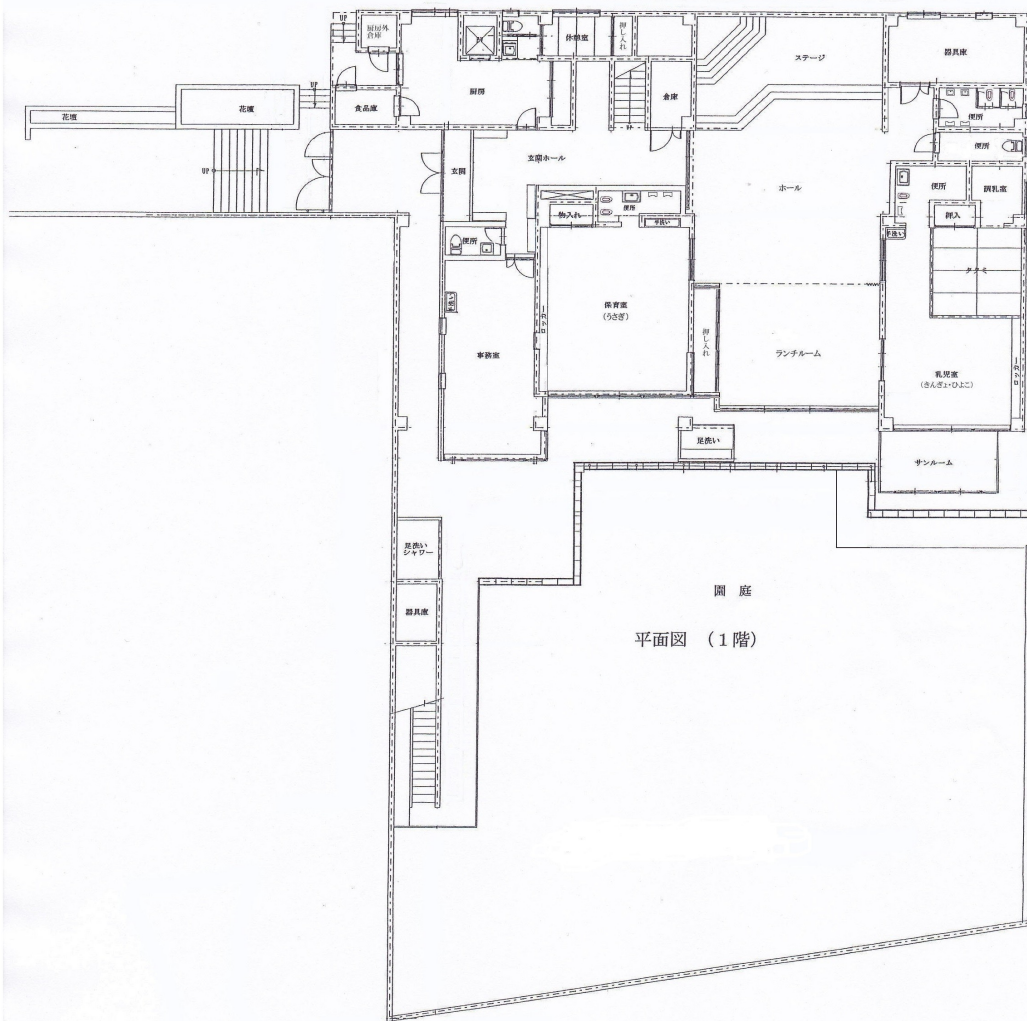
- ・録画機器と甲所有のモニターを接続するHDMIケーブルと、このモニターの電源ケーブルは、甲の負担とする。
- ・録画機器とモニターとの接続及び設定は乙が行うが、その作業前に、甲はモニターを現地に用意しておく必要がある。
- ・録画機器の場所により、甲が用意したHDMIケーブルでは届かない可能性もあるので、乙は予備のHDMIケーブルをあらかじめ用意しておき、甲に貸与にする。

10 調整等のサポート

- ・引き渡し後に甲から、画角や人の検知等の調整等の依頼があったとき、乙はこれをサポートすること。サポートの方法は、実地作業を基本とするが、一時的であれば、インターネットと建物内のW i F i に接続をすることでのリモート作業も可能とする。
- ・このサポートに係る費用は、乙が負担し、甲は負担しない。ただし、修理に至る場合は、この限りではない。

11 その他

- ・工事に必要となる電源は甲が負担するが、カメラと録画機器を接続するために必要なOAタップ等は乙の負担とする。
- ・運搬納入に関する費用は、全て乙の負担とする。
- ・作業中の資材、撤去品等の廃棄物については、乙が処分すること。
- ・全ての納入物品は、納入時において新品もしくは未使用であること。
- ・引き渡し後の無償保障期間は、カメラは3年以上、録画機器は1年以上とすること。
- ・設置場所の運用特性上、土日祝日の作業が大半となる見込みであるため、作業日程について、工事前に甲の管理者と十分協議すること。



和光市ほんちょう保育園

